

第7回村上市子ども・子育て会議 会議録

会議名	第7回村上市子ども・子育て会議
日時	平成26年10月8日（金）午後2時7分～午後5時4分
会場	村上市役所本庁5階第4会議室
出席者	<p>委員：11人（仲委員長、本間副委員長、八藤後委員、磯部委員、今井委員、加藤委員、楠田委員、遠山委員、富樫委員、樋木委員、中山委員）</p> <p>-----</p> <p>欠席委員：遠藤委員、相馬委員、高橋陽子委員、高橋栄子委員</p> <p>-----</p> <p>事務局：長福祉課長、板垣学校教育課長、大滝福祉課課長補佐、木村生涯学習課課長補佐、菅原保健医療課課長補佐、松田神林地域振興課課長補佐、八藤後朝日地域振興課課長補佐、木村山北地域振興課課長補佐、榎本学校教育課教育総務室副参事、吉田福祉課子育て支援室係長、長谷部福祉課子育て支援室係長、高橋福祉課子育て支援室主査</p> <p>株式会社ぎょうせい 研究員 クリエイティブ事業課 神楽坂分室 酒井 野村</p>

会議録

1 開会

長課長：ただいまから第7回村上市子ども・子育て会議を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして大変ありがとうございます。本日は、遠藤委員、高橋栄子委員、高橋陽子委員から欠席の連絡をいただいております。また、相馬委員は、都合により遅参されるということです。

それでは次第に従いまして、進めさせていただきたいと思っております。

会議次第の日程2、仲委員長からご挨拶をお願いします。

2 委員長あいさつ

仲委員長：早速始めさせていただきます。ここで、今回の資料の確認に移りたいと思っております。

大滝課長補佐：資料確認

3 議事

委員長：15名の委員のうち11名の方のご出席をいただいております。村上市子ども・子育て会議事業条例第6条第2項の規定により、会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事の1番目、前回に引き続き村上市子ども・子育て支援事業計画の素案についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

長谷部係長：資料1 村上市子ども・子育て支援事業計画（素案）について説明いたします。

まず、前回の会議において、磯部委員からご指摘をいただいた箇所、1ページの下から5行目の「いぜん」を「しかしながら、」という接続詞で繋ぐべきであるというご意見、下から5行目のかぎ括弧の文章が長すぎ、主語が掴めない。かぎ括弧をとじる箇所のご指摘。

24ページの③「若年男性を始め」の次に「として、すべての年代において」を加えること。などの文言修正について、多々ご意見をいただきましたが、今回の資料には修正対応ができなかった点については、大変申し訳ありませんでしたが、これらを含めて細かな文言修正については、今後予定している計画案のパブリックコメントの手続きを経て、事務局において精査をし、仕上げる形とさせていただきたい。委員の皆様からもパブリックコメント期間に改めて、ご意見を伺う機会を設けたいと考えています。

次に、訂正をお願いしたいところと、前回の会議以降修正した点について説明します。

33ページ、一時預かり事業の提供区域と考え方について、市内全域となっておりますが、これを前ページの教育・保育提供区域と同様に現在の状況と合わせ、幼稚園での一時預かりについては市内全域、保育園での一時預かりについては地区毎と訂正願います。

それに伴い、53ページ、(8)一時預かり事業の②幼稚園における在園児対象型以外の区域設定も地区毎に訂正願います。よって、表も後日、地区毎に細分化したものを掲載します。

54ページ、(9)病児保育事業について、県立坂町病院における事業導入時期を検証し直した結果、早くても平成29年度以降となる見込みであるというふうに判断されたことから、平成28年度の欄の病時保育事業の確保人数960人を480人に訂正していただき、表の下の※印の平成28年度からを平成29年度からに訂正願います。

36ページから41ページまでの表に、広域入所といい、市外から里帰り出産等で帰郷した際に、上の子どもを一時的に入園させる場合などをいいますが、前回資料の見込み量にこれらが含まれていなかったために、今回、実績から推計し、見込み量に計上しました。

50ページ、(4)子育て短期支援事業（ショートステイ）ですが、前回資料では、ニーズがないために事業化しないとしていましたが、委員からのご指摘を受け、すぐには事業化することは困難ですが、他の市町村の動向を踏まえ、「将来の事業化を目指し」ということを明文化したものです。

55ページ、子ども・子育て支援法に定める法定13事業の一つとして、(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業ですが、前回資料では、記載されておらず、今回新たに加えたものです。これは、世帯の所得の状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業ですが、現在、検討中のため、詳細を記載することができませんでした。パブリックコメントの際には、方針を掲載しますので、そこでご意見を伺いたいと思います。

(13)も前回資料になかったものです。多様な主体が本制度に参入することを促進するため

の事業ですが、これは、本市においては、福祉課において民間事業者参入の相談・助言を行うこととします。

28 ページ、第3章2 基本理念ですが、本計画の屋台骨となる非常に重要な部分となります。最後のキャッチフレーズについては、委員の皆様からもいくつかご意見をいただき、事務局で再度検討しましたが、この計画は、次世代計画にある施策の出生から学童期までの部分を内包し、互いに密接なものとして計画を進めていく必要があることから、基本理念についても共有し合うべきとの結論に達し、次世代と同じものとさせていただきました。

前回の会議同様、多々ご意見があろうかと思いますが、ご理解をいただければと思います。

関連して、60 ページ、第8章、本計画における次世代計画を包含する部分となりますが、前回の会議で、県内自治体の次世代計画と支援事業計画の策定状況を調査し、参考にしてはどうかというご意見をいただきましたので、県を通じて調査した結果、支援事業計画に盛り込むが17 団体、盛り込まないが11 団体、検討中が2 団体という情報までであり、現段階においては、踏み込んだ検討まで至っておらず、盛り込むとした場合でも、どの程度盛り込むのかということまでは掴めない現状でした。このため、県内の状況を詳らかに皆様にお示しすることができない状況ですが、事務局案としては、次世代計画を支援事業計画に含める形を採り、点検と評価を60 ページ以降に記載し、支援事業計画の法定13 事業以外の主要な事業の計画について盛り込む形を採らせていただきたい。

今回の資料では、項目のみの記載となっていますが、パブリックコメントの段階までには、詳細についても記載し、皆様にお諮りする予定です。

委員長：前回の会議の中で、いろいろと体裁や文言の訂正などがあり、市の総合計画と今回の計画との関連性がどうであるかということや、保育の質をどう担保していくのか、そして、基本理念のことも、前回の持ち越しということでもいろいろと検討していくということでしたが、今回、事務局から、これまでの次世代計画から「子育てを みんなで支えるまちづくり」を引き継いでいくという提案がありました。そうしたことも含めた素案となっていますが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

加藤委員：28 ページですが、前回は参照ということで、法律の条文が載っていたのですが、この第3章では、参照の部分が削除されていますが、何か意味があるのですか。

長谷部係長：これは、あくまでも計画を作る上で委員の皆様参照としていただくためのものです。

加藤委員：最終的には、ここに載せるものではないということですか。

長谷部係長：そのとおりです。

加藤委員：第8章に参照として残っているのは、まだ検討段階だからこれを参照しながら考えてくださいということですか。

長谷部係長：先ほど説明したとおり、まだ項目しか載せていませんので、これはこれから作るという意味で参照を残しておいたものです。

楠田委員：2点ほどお願いします。この計画の中で、「保育所」、「保育園」という文言が出てきますが、国の法律関係で降りてきたのが「保育所」、村上市内の施設は「保育園」となると思いますが、わかりにくい。いろんな「保育所」、「保育園」が出てきています。

単純な間違いでいうと、16 ページは「保育園」の誤りです。校正段階できちんとした形で使い分けて計画に載せたほうがいいと思います。

もう1点、文章的には57 ページです。57 ページ以外でも出てきますが、国が市町村と言ったときには、「都道府県」と連携するという表現で良いと思いますが、村上市が県と連携という場合は、都道府県ではなく「県」で良いと思います。これが何箇所か見受けられたので意見を述べました。

長谷部係長：委員のおっしゃるとおり、大変紛らわしい表現で申し訳ありませんでした。法律では「保育所」、村上市の条例では「保育園」としているため、混在してしまいました。パブリックコメント前の精査の段階で訂正させていただきます。

委員長：楠田委員の質問を取り違えてしまいました。いろんな保育施設が、認可保育園、幼稚園、認定こども園などたくさん出ていますので、それぞれの施設がどういうものかということ、この案に盛り込むべきだというご意見だと思いましたが。

楠田委員：紛らわしく「保育所」「保育園」という言葉を使っている点です。おそらく国から降りてきたものについては「保育所」といい、村上市の事業関係のものについては「保育園」としているのだと思いますが、この素案では相当「保育所」「保育園」という言葉を混同して使っています。

7 ページの冒頭、「平成16年度から9年間で120人減少」とありますが、平成16年度と平成24年度を比較して120人減少しているものであり、文章的にいかがなものか。

長谷部係長：ご指摘のとおり、年々出生率が減少してきているというような言い回しに訂正したいと思います。

委員長：これは累計というわけではないですね。

長谷部係長：はい、単純に平成16年と平成24年の比較となっています。

委員長：前回、キャッチフレーズをどうするかということで、持ち越しになっていましたが、先ほど事務局からキャッチフレーズはそのまま引き継いでいくということで提案がありました。この件についてご異論はありませんか。

加藤委員：キャッチフレーズは特に設けずに、基本理念をそのまま聞いたのですが。

委員長：それでよろしいでしょうか。私の受け留め方が違っていたようです。

長谷部係長：そういう意見もありましたが、加藤委員がおっしゃったようにキャッチフレーズは特

に設けずにということで説明をいたしました。

委員長：では、この基本理念のままでいくということで、これについては、委員の皆様、ご了承いただいてよろしいでしょうか。

(特に異論なし)

委員長：特にご意見がないようですので、次世代育成支援行動計画の基本理念をそのまま引き継ぎ、キャッチフレーズは特に設けないということで、本委員会の結論としたいと思います。

引き続き、素案の検討をお願いします。

中山委員：次世代育成支援行動計画は、推進法によって作られた計画ですが、61ページの5計画の基本目標(5)職業生活と家庭生活との両立の推進とありますが、今は、このようなことをワーク・ライフ・バランスという言葉で表現しますが、そういう用語が子育て支援事業計画の中では使われていると思いますが、同じことを指すのに表現が違うということがたくさん出てきます。用語の統一はどのようにするのでしょうか。

長谷部係長：次世代育成支援行動計画でもワーク・ライフ・バランスという言葉で表現されていたと思いますので、これに統一したいと思います。

委員長：ワーク・ライフ・バランスという考え方もまだ紹介されてそう時間が経っている言葉ではありませんので、説明を加えるといいかもしれません。

長谷部係長：はい、わかりました。

一つ、補足をさせていただきます。先ほどから何度もパブリックコメントの段階で皆様からもう一度ご意見を伺うとお話しましたが、事務局案としては、計画案のパブリックコメントの時期を10月ないし11月ころと設定しておりましたが、現段階での予定ですと12月から約3週間、市民の皆様からご意見を伺う期間を設けたいと考えています。そのときに、修正した素案を委員の皆様へ配付し、紙ベースで修正点やご意見をいただきたいと考えております。

委員長：ではもう一回検討する機会があるということですね。

長谷部係長：はい、そうです。

加藤委員：用語の解説の中で、幼稚園、保育所の説明はありますが、この中にある小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、それから、認定こども園、幼保連携型認定こども園、要するに子どもたちを預かる施設がどういうものなのか、そこから入らないと全体が見えてこない部分があります。これだと、第何条の何々という形なので、もう少し砕いた形で解りやすくできないでしょうか。この点が入り口ではないかと思います。

長谷部係長：委員のおっしゃるとおりかと思います。国からのパンフレットなども簡単に解りやすいものがあつたと思いますので、そのようなものを参考に修正させていただきます。

委員長：それに加えて、例えば家庭的保育など、個人の家庭で行うケースですが、実際に村上市内でどれだけの実績があるのか、そういうことも、地域にきちんと合う計画であつて欲しいもの

ですから。何か、確認できる資料があればありがたいと思います。

村上市は大変広いので、何地域にこういう施設があるというような形で確認できると、利用される側も解りやすい資料になると思います。

長谷部係長：子育てマップのような感じでしょうか。

委員長：そうですね。

長谷部係長：計画に盛り込めるか検討させていただきます。各施設ごとの配置図はホームページ上にありますが、集約されたようなものは用意はしていません。

委員長：今、いろいろな市町村で子育てマップのようなものを市町村が作る場合もありますし、民間が作る場合もありますが、いろんな子育て家庭にとって、利用できる施設、資源などを一覧のマップで市民が利用できるというものを作っているところが増えていきます。それがありますと保育サービスの利用がしやすくなると思います。今の加藤委員の質問と事務局の回答の中で、まだ、子育てマップに当たるものはでき上がっていないということを伺いました。今後の方向として村上市としてもマップができることは、市民サービスの面において良いのではないかと感じます。

長谷部係長：法定 13 事業の中の一つに、46 ページの（1）利用者支援事業というものを平成 27 年度から子育て支援センターにおいて始めるという計画になっています。こちらでも施設や事業をその人に合った形で紹介していくという事業になりますので、この事業と併せて子育てマップなるものを検討していきたいと思います。

本間副委員長：難しいところだと思いますが、保育園でなくても、それと同様の子育て支援サービスを行っているところの紹介を、市で行うというのはできないのでしょうか。子育て相談を受けていると、どうしてもそういう情報を必要とする方もいらっしゃいますので、市としてそのような情報を持っている必要があると思うので、子育てマップを作成するにあたって、市として民間団体のもの、市の施設のものをどこまで紹介できるのか難しいところもあると思いますが、市として把握はしておいていただきたい。

長谷部係長：今申し上げた事業は、不十分となってはいけないので、把握した形で皆様にご紹介したいと思います。

副委員長：63 ページ第 9 章の行政の役割のところですが、関係諸機関との連携ということですが、民間団体や NPO などの機関と連携を図るような形で、連携を強化して地域との子育てを支援することが掲載されていますが、実際、子育て支援をやっていると、行政を通した連携、例えば学校なり保育園なり民間団体との連携を行政に一回戻して行おうとすると、非常に難儀なんです。そのあたりも柔軟に連携が取れるような組織づくり、横の連携というか、そういうことをお願いしたい。

長谷部係長：そのような課題があるのであれば、解決した上で連携を図りたいと思います。是非、

皆様もご協力をよろしく申し上げます。

委員長：今の議論は、素案の中にはない部分で、子育てマップや連携の問題も出てきましたが、派生する問題であり子育てに重要な意味を持ちますので検討をよろしく申し上げます。

加藤委員：少しずれているかもしれませんが、家庭的保育事業というのがありますが、家庭的保育事業ではなく、実際に家庭で保育する人たちへの支援については、この中には盛り込まれていますか。

去年もちょっと問題になりましたが、児童公園があっても遊具がみんな外されているとか、子どもを育てる地域としての環境の部分、実際これだと預かるところがどうであるとかは結構盛り込まれていますが、小さいうちに母親が子どもを育てる環境という部分も支援のうちに入るのではないかと。そういうものが何も入っていないのですが、それを入れるべきかどうかという問題もあるんでしょうけど。その辺はどうでしょうか。

長谷部係長：これまでも子育て支援センターを中心として、家庭の悩みなどをお受けして・・・。

加藤委員：悩みではなく、子育てをする遊び場が欲しくても、この辺にはないから遠いところまで行っているんだということはアンケートでも結構ありましたよね。これら要望に対しこういうふうにしていきたいという、将来に希望が持てるような文言があってもいいのではないかと。議会でも言われたじゃないですか。

長谷部係長：次世代計画の中に公園整備のことも含まれていますので、進めていきたいと思えます。

委員長：前回、保育の質をどうやって担保していくのかということで質問をさせていただきました。

樋木委員からも、幼稚園は全て有資格者であるが、これに対して保育園では無資格者もずいぶん入ってきている。これが問題視されている状況であるというご指摘でしたが、45ページには教育・保育施設の質の向上ということが掲げられているわけですが、ここでは、雇用条件の改善、正規保育士の比率拡充という文言が入っています。保育の質の担保という点では、今回、この文言が入ったということで、これで決定となるということでしょうか。

吉田係長：今までそのようなことが、この会議のたびに委員の皆様からご意見をいただいているところです。保育園担当としても、無資格者については、これから保育士と同様に研修を重ねること、有資格者を採用するようにこちらからも働きかけていきたいと思っています。

委員長：それでは素案としては、今回は質の担保という点ではこの表現のままで今の案としては決定ということですね。

長谷部係長：そういうことです。100%ということは現状では無理ですので、この表現で完結とさせていただきます。

委員長：はい、わかりました。

今井委員：この計画を完成させて終わりにならなければいいと思います。これは答えが出ないものであり、これができたから計画の意味があったというものではないような気がします。目に見

えて子どもが増えて、母親がにこにこしているような村上市になればいいと思います。

長谷部係長：我々も同じ市民でありますので、是非努力をして皆が笑える市を目指していきたくと思います。65 ページに記載のとおり検証等を踏まえて事業を展開していく予定です。

委員長：保育サービス、保育の質の担保の部分については、幼児教育も入ってきますが、他にご意見はありませんか。

中山委員：保育園の先生方はいつも忙しそうで、人数的にも時間的にもかなり遊びのない中で保育をしているような印象を受けます。研修に充てられる時間が十分に確保できているのか、具体的にはどのような研修を実施していますか。

吉田係長：研修は、市の方で乳幼児担当者研修、年長者担当者研修など様々あります。各園の代表が参加し、園へ持ち帰っています。また、子どもたちが帰宅後など、職員会議を交えて研修の場を設けています。新制度になると無資格の方の一定の研修が必要になりますので、県の方でも考えられています。研修の機会は園の中で職員会議と一緒に研修を行っています。いろいろな研修があります。

委員長：研修制度は、保育園以外のさまざまな保育サービスの保育士にも当てはまるものでしょうか。今後、新しい制度に対応しているものですか。

吉田係長：小規模保育事業では、子どもたちを預かる施設の中で必ず保育士を置かなければならない決まりがあります。保育士と保育補助で行うものもあります。その中で、一定の研修が必要なのは、保育補助にあたる無資格の方が受けなければいけない研修があります。県の担当に問い合わせをしたところ、県として、研修をどういうものにしていくのか考えていきたいという回答をいただいているので、今の段階では、はっきりとこういう研修ですということはお答えできません。

委員長：幼児教育・保育の質についてどうでしょうか。

樋木委員：学校の方でも介護が必要な子どもに対して、補助を付ける人に対して、無資格の人を充てている状況のようですがいかがでしょうか。

板垣課長：学校教育でも障害を持つ子どもの受け入れをしていかなければならない状況になっております。支援の必要な児童の入学が最近増えてきています。その児童に対して、ある一定の資格のある方を学校に配置しなければならないということは承知していません。そういう学級が出来た場合は、県の方でそれに対する教員の配置はあります。ただ教員一人で児童を対応できるかという、なかなか難しいところがあるため、介助員を学校に配置しています。最近、ここ数年介助員を各学校に配置するケースが年々増えていきます。

樋木委員：介助員には、資格を持った人を充てていますか。

板垣委員：特に資格は必要ありません。

委員長：いろいろと個々の問題を検討していくと、国では保育サービスで一番問題となっている点は

量的な部分ですが、質が追い付くかどうかが大問題です。ぜひ村上市としては、そういう個々の問題にまで地域として手の届く形で努力して頂きたいと思います。

遠山委員：立派な計画を作るのも大事ですが、その後が問題です。是非そこに重点を置いていただきたいし、私たちもできることは協力していきたい。

磯部委員：ここに書いてあることはその通りなのでしょうが、計画として搭載したことが実際できるわけではない。事業として挙げたことが実際に行われるような態勢強化が一番大事なのではないかと思います。もう一回パブリックコメントの際に我々の意見を聴いていただけるということですので、そこで意見を述べたい。

委員長：計画をどう実行するのか。どう力を持たせていくかということですが。

長課長：皆様から頂いている意見につきまして、今後この計画案についていろいろな形でご意見をいただきながら良い形で策定できていくものと考えています。計画ということで私どもも皆様と一緒に立てたものですので実現するように努力していきたいと考えています。

中山委員：今回の素案の最大のセールスポイントは何でしょうか。

長谷部係長：事業としてはこれだと申し上げられないのですが、28 ページの基本理念に示している社会のあらゆる分野の全ての方が子ども・子育ての構成員になるということが一番の骨格となる部分であると思っております。

中山委員：我々も現役の子育ての世代で、周りの友人、知人も、同じような年代が多い。その中で村上に住もうか、胎内や新発田に住もうかという比較になります。先々のことを考えたときに、子育て支援のサイドからも村上に住もうと思えるポイントがあったらいいと思います。先々住み続けていく我々としては、魅力があるから村上に住もうという方が増えていただけたら心強い。そういう意味でのセールスポイントがあれば、きっかけの一つになるのではないかと。

長谷部係長：今の計画であると、どこの自治体にも負けないように法律で定めた13事業をきちんとしようと頑張っても横並びという状況は正直打開できない計画になっていますが、今後、この計画だけでなくさまざまな次世代であるとか、今、人口減少問題対策のチャレンジプランも取り組んでいます。そういった面からも、何か特色あるものを打ち出していきたいと思っております。ここに目玉となるような事業も入れるべきだというご意見でしょうか。

中山委員：そうですね。今回は、基本理念があるのでキャッチコピーなどを作らないとなると、かなり浸透度が弱いと思います。ならば内容の中に話題性のあるものがないと現実的な意味では、市民の皆さん、子育てをする皆さんまでは響いてはいかないのではないかと。奇を衒ったものでなくてもいいので、何か話題になるようなものがあって、それが村上で子育てを象徴する特長的なものであれば近隣自治体に負けないものになるのではないかと。

委員長：育児支援ということで考えると村上の場合、地域の問題として人口流失とも絡んできます。非常に重要な点だと思います。

加藤委員：予算的な問題もあるので、みんなで支えあう部分を入れたらどうですか。それならお金はかからないですよ。後ろの方を見ていくと、地域の役割は、見守りと目配りです。もう少し応援して手を出してくれる人たちのことに触れたらどうでしょうか。立派な施設は無理だとしても何かあれば地域の人たちで応援しているということ。村上に情けが入った方がいいのではないか。

長谷部係長：一度持ち帰らせていただいて、地域の役割の見直し、又は何か特色が出せる部分があるかどうか再度検討させていただきます。

加藤委員：11 ページに（2）に放課後児童クラブがありまして、実施 12 か所、これは学童保育所のことですか。実際取り組まれているのは、放課後児童クラブと学童保育は違うと思います。放課後児童クラブは、山北にも働きがけがありましたが、受け入れ先がないということで延び延びになっている部分があります。村上南小学校とどこか。もう一か所やられているのは児童クラブではなかったですか。

長谷部係長：それは放課後子ども教室ですね。ここでは、学童保育所のことを記載しています。

加藤委員：これは地域子ども・子育て支援事業の状況なので、実施現状に合ったそれぞれの地区毎に施設名を付けて、何か所としたほうがいいのではないか。

長谷部係長：学童保育所のことを言っているところです。分かりやすいように修正したいと思います。

加藤委員：実際は、児童クラブなのか、具体的には、なんしょうクラブがあったりするんですか。分けた形で、現状の状況を載せてるわけですから。あまり端折らないでもらいたい。

長谷部係長：委員のおっしゃる通り修正したいと思います。

加藤委員：子ども広場とは、子ども広場なのか、地域子育て支援センターなのか、実施か所数 5 か所になっていますが。これだと子ども広場も、地域子育て支援センターも 5 か所あるみたいな形になっていますが。子ども広場というのはあるのですか。

長谷部係長：支援センターの中で行っている事業になります。これも支援センター一つだけの言い回しに修正したいと思います。

委員長：地域の問題が出てきましたが、村上で働く人たちの子育て支援ということで、富樫委員、事業所内保育事業所の立場から何かお気づきのことはありませんか。

富樫委員：最近パート求人、割と若いお母さんが託児所があるから働きたいと申し込みされる方がここ何人か続いています。預かってくれるところがないから働けなかった。託児所があるから働こうと思ったと言われます。保育園の利用状況をみると定員割れをしているところがあると思いますが、ちょっと働きたいと思っている方が預けられる環境にはなっていないのですか。

吉田係長：園によっては定員割れをしているところもありますが、今、希望のお子さんは 0、1、2 歳児が多い。同じ保育園でも部屋の面積に対して受け入れできる人数が決まっています。年

年齢によっても受け入れられる人数が違ってきます。

富樫委員：私どもの会社でも、0歳児から預けて働くことができますが、働きたいが、預けられなくて働けないという方の環境も整えてやるのが子育てにも繋がるのではないかと。市は、今後の対応についてどのようにお考えでしょうか。

吉田係長：できるだけ子どもたち、お母さんたちのニーズに応えられるようにしていきたいと常々思っています。一時預かり事業も含め日々考えているところです。

委員長：実際に事業所内保育を行っているサービスにすくい取られない、いろいろなニーズがあることを実感するのですね。

吉田係長：できるだけ受け入れがたくさんできますように、私たちも考えていきたいと思えます。

八藤後委員：私の子どもは、小学生と中学生です。小学生の子どもを見ていると、預かってくれるからいいというわけではなく、高学年になると自分のやりたいことがある。加藤委員がおっしゃったように地域の方が見てくれたらとも思っています。子どもが少ないですが、上の子が下の子を面倒見るというように自然に昔からやられてきたことができればいいと思えます。預かってもらうと仕事としてやっている感じがします。

委員長：内閣府から降りてきたプランをどう実現するかという点で、内閣府の想定を超えた地域の絆がまだあるというところを盛り込んでいけたら魅力がある村上に住んでみたいと思えるような計画になっていけるのかもしれない。

加藤委員：地域の茶の間があちこちにあるので、平日の昼間ではなく、お爺ちゃん、お婆ちゃんがいるところに子どもたちが休みの土曜・日曜に集まって昔遊びなどを教わる。そういうことによってもこの子どもが分かれば目配りや気配りができる。地域のつながりを充実させていけば自然に子どもたちの安全につながっていくのではないかと。

今井委員：実際、土日になると普段働いている親と子どもの時間になるのかとも思っています。共働きが現実ですが、母親が子どもと一緒に幸せだと思える時間が増えればいいと思えます。

委員長：地域の絆、支えあいの部分は検討項目には入っていない部分かもしれませんが。

磯部委員：土曜日・日曜日は地域でということは大変良いことだと思いますが、子どもにとっては活動日でもある。拘束されることを考えるとどうなのか、懸念材料にもなる。

本間副委員長：子育て支援事業は、福祉課管轄ですが、教育委員会管轄の子ども広場、放課後子ども教室などの支援事業も個々の地域で行っているものがあります。そういうものまでこの子育て支援事業として扱うものにはならないのか。

長谷部係長：61ページですが、学童期までに対する子育て支援について定めることになるため、関連した計画になります。ここでは、13事業しか表記していませんが、次世代の中で記載されているので福祉課所管だけの計画ではありません。

本間副委員長：素案にある、11ページから13ページに地域子ども・子育て支援事業の状況が掲載

されていますが、次世代育成支援計画に添った形で子ども・子育て支援事業計画の法定 10 事業の実施状況のまとめが掲載されています。ここに地区公民館や生涯学習課などで行われている子育て支援事業が掲載されていませんが、掲載していく予定はありますか。

長谷部係長：ここではあくまでも法定の事業になりますので、次世代の方に掲載し計画し実施していくことになります。

本間副委員長：地域の皆さんで子育てするのであれば、子育て世代の方が利用出来るように、より見えるようにすることが必要ではないか。この事業はこっちの計画、この事業はあっちの計画に掲載されているというのでは、市民にとっては非常に見づらい。情報として得づらい。

委員長：子育てマップの実現にもつながる課題です。

加藤委員：項目を絞られてここに載せられないのであれば、第 7 章を拡大させるのか、新たに章を作るのか。村上市として特徴を出すには記載したほうが良いと思います。

長谷部係長：次世代のほうの取り込み方、方針が固まっていなかったのが 60 ページ以降については項目のみの記載にしております。方針も固まりましたので、こちらに関連する事業を持ってきて、評価、今後の計画が一つの冊子で見れるようになる予定です。

委員長：素案の中に盛り込めきれてない部分を吸い上げていただいて、村上の魅力、子育てのしやすさなどをアピールできれば望ましいと感じます。

中山委員：現在、子育てをしている方にフォーカスしているイメージがありますが、これから子育てする方に対し、長期的に 5 年だと思いますが、何か好影響が出るようなものができていれば理想です。

本間副委員長：中学生以降は次世代に移行していくような形になると思いますが、移行するときに上手く繋がるようにしていただきたい。それが少子化対策であったり、将来を見据えた、これから子育てをする人達を見据えた計画に繋がるのではないかと。

長谷部係長：努力していきたいと思います。2 ページに各相関がありますが、若干解りにくい部分があると思いますので、この辺も解りやすく、かつ切れ目のない支援となるように努めていきたい。

楠田委員：前回も中山委員が、知人で村上出身の方が胎内市に住んでおり、子育てのしやすさが村上にあれば移りたいと話をされています。今日も重ねてその話をされています。

村上独自のサービスを盛り込めないかというご意見ですが、福祉行政だけではなく都市計画整備やそういうこともこの計画に載せられないかという意見でした。行政を弁護するわけではありませんが、大きな事業に関しては、市の総合計画という最上位計画があるわけですから。そこにいろんな事業計画が重なっていて、それらが持ち上がったところに、総合計画に謳われる、例えば福祉関係であれば大きな公園の整備などが搭載されてくるというようにシステムの計画の枝分かれがあって、なかなか全部の事業をこの計画に盛り込めない。関連施策の関係の中

で触れることはできるのではないかと。そういう流れとなります。

中山委員がおっしゃった、こういうサービスがあれば村上に移るのではないかとということをも具体的にお話いただければ、なお計画は立てやすいと思います。是非、同年代としてご提案いただきたい。

中山委員：ケースバイケースになると思いますが、市外のアパートに入居していて、住宅取得を希望する場合や、実家に戻る方もいるでしょうし、いろんな戻り方、移り住み方があると思います。子育てに関していえば、直結するのが保育の費用であり、保育料の優遇、軽減です。しかし、これは予算がかかることですので、地域の見守りということで、まちづくり協議会という組織が各地区にあり、住民の方がスクラムを組んで活動する地盤が出来つつあります。それらと連携し、こういうサービスに順ずるものが受けられることを案内する。一昔前の子育てに近い形になるかも知れませんが、近所の見守り、目配りという聞こえはいいですが、もっとざっくばらんに言うと、うちの子が悪さをすると隣のお爺ちゃんが叱るというような関係の中で作られるものという感覚があります。そのようなものを盛り込めれば、かなり独自性が出て費用もかからない、というようなイメージはあります。

楠田委員：費用は行政が対応するでしょう。今、まちづくり協議会の話が出てきましたが、村上のまちづくり協議会で、まちの駅構想のなかで子どもを集められるような、お爺ちゃんお婆ちゃんも一緒に話ができる、そういった構想があります。2～3年先になるかもしれませんが検討もしています。

委員長：いろんな行政のサービス、民間の取り組みなど村上ならではの地域の資源を総合して知ることができて、繋がりを持っていけるような情報を結びつける何か、可能性があるところがあればと、加藤委員から第7章に付け加える何かがあれば魅力ある村上ならではの計画になるのではないかとのご提案がありました。(株)ぎょうせい酒井さん、各地域の計画に携わってらっしゃいまして、今日の意見や疑問点などを受けてアドバイスなど頂けましたらお願いします。

(株)ぎょうせい酒井：村上市に関しては、今の保育園、保育所、幼稚園定員割れをしているような状況であり、預けたいが預かってくれるところがなく、仕事をする上でも子育てでも困っている。という状況が全くないわけではないが、それほど深刻ではない。この点、圧倒的に足りないと議論しているのが都市部です。数字寄りの計画、枠組みを国が示していますが、大都市よりの計画の枠組みが作られています。そこが非常に窮屈であることを皆さんも感じてると言うことを改めて強く感じました。いま国としての喫緊の課題が、保育所、幼稚園を量的に確保することだと考えて即効性のある計画を作ろうとしています。そこが村上市にとっては、現実と乖離してあまりフィットしない。そうだとしたら、次世代の計画の部分の方が枠組みが広いので、ご提案頂いたような活動を含めることができます。

ある自治体では、最近お子さんが行方不明になってしまったり、事件にあったりすることが

あるので、防犯対策は大丈夫か。子ども・子育て事業の中に防犯といった要素を盛り組むべきではないか。子どもが安心して外で遊べるまちというのは、目玉になるのではないか。という議論をされているところもあります。それぞれの地域性です。村上市で防犯を目玉にすることは、あまりイメージがつかないかと思いますが。それぞれの地域で、うちの地域の子育てというのはどこに力点を置いたらいいのかなど、議論をしていく場をたくさん儲けられるといいのではないかと、皆さんの話を聞いていての私の感想です。

また、計画事象を作っただけで終わりでは、決してありません。作った後が大事です。出来た計画書をいかに市民の皆様に認識して頂くか。市役所の中でも実行しないといけない。予算や人の配置が非常に重要になります。口で言うより、計画に書くより、実際の手当てが難しい。これを、計画で決めたことに関してお互い確認していく。住民の皆さんにも協力していただくことを盛り込んでいる。それが縛りになるということではないですが、ガイドラインになるような計画書になれば意味があると思います。限られた期間で、次世代のところが固めきってないところが現状ではありますが、頑張っただけで皆様のおっしゃっている範囲が少しでも盛り込めるような計画書にしていきたいと思います。

委員長：ご意見頂きまして、ありがとうございます。

楠田委員：訂正になります。先ほど村上地区まちづくり協議会と申しましたが、村上地域審議会になります。

委員長：議事の2番目になります。利用者負担について。

長課長：子育て支援室高橋主査から説明させていただきます。

高橋主査：利用者負担（保育料）について説明

資料の2-1につきまして、国の基準についてのご説明になります。2-2は、村上市申請時における利用者負担額の考え方。2-3は、具体的な基準額表のご提示になります。あくまでも素案でありまして、この考え方を元に皆様からご意見を頂きたいと考えております。

楠田委員：資料2-1の6ページで、これまで通年は6月に住民税が決定するので保育料の切り替えをやっていましたが、新制度では9月に行うとありますが、これは27年度だけですか。

高橋主査：行政年度とくくりがずれるという考え方になります。毎年9月に切り替えを行って翌年の8月まで同一の保育料とするということです。

加藤委員：年収の市町村民税とは、夫婦の年収合計ですか。同居の家族全部ですか。

高橋主査：父、母の合計額になります。

樋木委員：今回の新制度は様々な課題が解決されないまま27年からのスタートになっておりますが、この状態で、新しい制度に27年度からスタートする気持にはなりません。当園としては、27年度は現行のまま、施設型給付を受けるのは、その後にはどうかと考えています。

高橋主査：新制度移行については、幼稚園の判断でございます。市から強制的に新制度に移行して頂くものではありません。今回の利用料の幼稚園部分の設定については、国の基準では低所得者層の部分には、あまり手厚くない階層の設定になっていました。これを低所得者層も利用しやすくなるようにC階層を採用しました。村上幼稚園さんが、27年度新制度に移行しないことについての意見は特にございません。

委員長：この新制度の保育料の案についてご意見をお願いします。

今井委員：全体的に収入が減るようですが、保育の質、先生に対しての対応は変わらないのか。

吉田係長：保育士の質については、下がらないように努力していきます。

高橋主査：補足して説明をさせていただきますが、年間一千万程度、市の収入が減るという試算ですが、これはあくまで保護者の皆様に対して市が新制度のもとに軽減措置を講じていく姿勢の表れとご理解を頂きたいと思えます。

委員長：今、保育の質が保たれるのか、とご意見がありました。他に何かありましたらお願いします。

楠田委員：今示されたものは素案であって、12月定例会にかけてはじめてこの金額が27年度から採用されるのか。

大滝課長補佐：保育料徴収規則で定めています。皆様に事務局案をお示しして、ご意見を頂きまして、異論がなければこれをベースに内部で詰めていき規則を改正することになります。

委員長：今、幼稚園長の立場から、同じスタートラインには立てないという声がありました。また、保育料の収入が減るとなると保育の質が保たれるのかというご意見が、この会議においても繰り返して出てきました。これに対し、努力するというお答えがありました。是非よろしく願います。

この他特にご意見ご質問等がなければ、本日の議事については以上で終了にしたいと思います。

4 その他

委員長：日程4、その他に移らせて頂きます。事務局からその他ございましたらお願いいたします。

長課長：その他として特に用意しているものはございません。

委員長：委員の皆様からございませんでしょうか。今後の会議についてのご要望とか、ご提案とか。特に無いようでしたら、これ以降の進行は、事務局にお願いしたいと思います。

5 次回の委員会日程

長福祉課長：次回の日程ですが、先ほどの話の中で、パブリックコメントの時期と関係してまいり

ますので、これに合わせて委員長と日程調整を行い、次回開催とさせていただきます。

6 閉会

本間副部長：今日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。保育料の議論で、市が受け入れる側として、この保育料でやっていけるのかどうか。幼稚園長からはもう少し考慮する時間が必要だというご意見もありました。未来の子どもたちを育てるための制度です。国の方からも市町村がうまく動けるような制度であったり、補助や助成制度が、これから出てくることを期待したいと思います。今日は本当にお疲れ様でした。

午後5時4分 終了